

6. 利用できる補助金や税の優遇措置について

国が行っている温暖化防止のための取り組みのひとつに**補助金、低利融資、税制優遇といった支援策**があります。家庭、学校、ビル、自動車などで温暖化防止対策を行う場合に、利用することができる支援策には次のようなものがあります。



補助金

補助金の一例として、次のものがあります。

○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策

概要: クリーンエネルギー自動車を導入する者に、所定の補助
[問い合わせ先: 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課]

○省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業

概要: ディーゼル自動車から省エネルギー型LPガス自動車に代替する者に、所定の補助
[問い合わせ先: 資源エネルギー庁 石油流通課]

○アイドリング・ストップ自動車の普及促進

概要: アイドリング・ストップ自動車を導入する者に、所定の補助
[問い合わせ先: 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課]

○低公害車導入に対する助成(自動車の部分に限る)

概要: ①電気自動車、天然ガス自動車の購入・リース
②メタノール自動車のリース
③ハイブリッド自動車の購入に助成
[問い合わせ先: 独立行政法人 環境再生保全機構 予防事業部]

低利融資

主な金融機関別の低利融資補助金の一例として、次のものがあります。

日本政策投資銀行

※貸出金利(政策金利)は、政策優遇(政策金利Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を行うことになっています。

○オゾン層保護対策等

対象：「オゾン層保護法」に規定する特定物質の排出の抑制及び使用の合理化、HFC・PFC・SF₆の排出抑制対策に資する事業者

○新エネルギー・自然エネルギー開発

対象：風力発電施設整備事業、太陽光発電施設整備事業、燃料電池整備事業、地熱開発、バイオマスエネルギー施設整備事業、雪氷熱利用施設整備事業

○環境負荷低減に資する自動車の普及促進(低公害車取得事業)

対象：電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（燃料供給設備を含む）及び「省エネ法」に基づく燃費基準早期達成車かつ低排出ガス認定車を取得する事業者、または取得しリースする事業者

中小企業金融公庫

※貸出金利は、特別利率（低金利）となります。

○石油代替エネルギー関連

対象：①発電設備…太陽光、風力、廃棄物、燃料電池、バイオマスエネルギー
 ②熱利用設備…太陽熱、廃棄物、温度差エネルギー、バイオマスエネルギー、雪氷
 ③燃料製造設備…廃棄物、バイオマスエネルギー
 ④コーチェネレーション…天然ガス

○省エネルギー関連

対象：省エネルギー施設を設置する中小企業者またはESCO事業により該当する施設をリース・レンタルする中小企業者

○低公害車、低PM車取得事業

対象：超低PMディーゼル車認定制度に基づき、国土交通大臣が認定した自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車を取得する中小企業者、または取得しリース・レンタルする中小企業者

国民生活金融公庫

※貸出金利は、特別利率（低金利）となります。

○低公害車、低PM車取得事業

対象：超低PMディーゼル車認定制度に基づき、国土交通大臣が認定した自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車を取得する中小企業者、または取得しリース・レンタルする中小企業者

税制措置



温暖化対策関連の税の優遇措置（法人税額の特別控除や特別償却など）が設けられています。

※ その他、補助金（対象、補助内容など）、低利融資（対象、融資比率など）、税制改正についての詳細は、各金融機関、関連団体、国などに直接お問い合わせください。問い合わせ先の詳細は、P.48～49参照。